

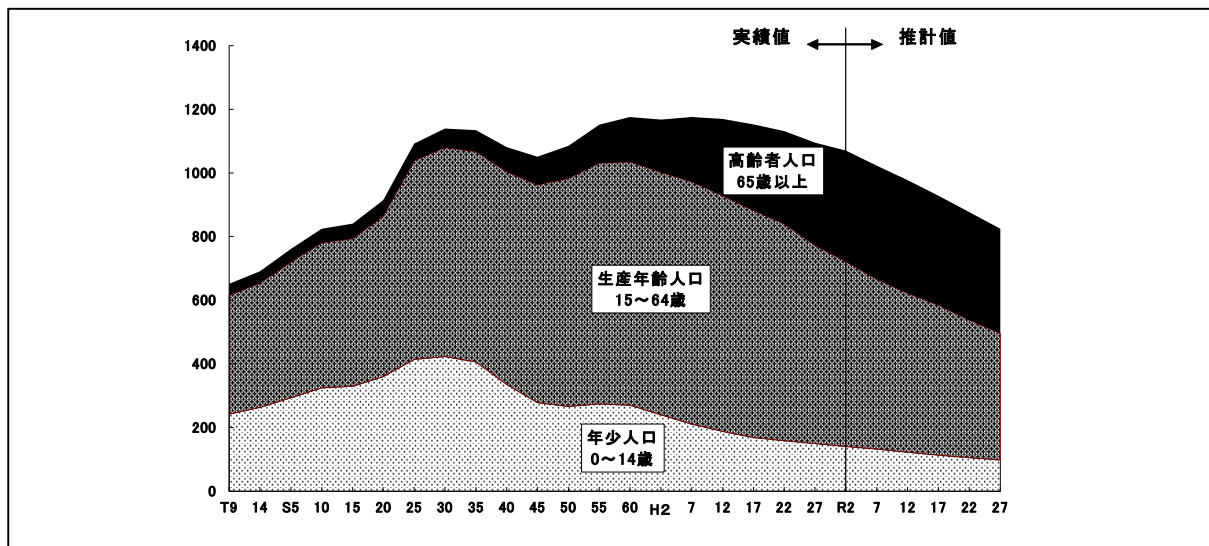
第1章 宮崎県の男女共同参画の現状

1 男女共同参画をめぐる社会の状況

(1) 人口減少、少子高齢化

- 本県の人口は、平成8年（117万7千人）をピークに、減少傾向にあります。また、65歳以上人口は、昭和40年の7万7千人から令和2年には34万9千人と約4倍に増加しており、全国より早く高齢化が進んでいます。

■図表1 年齢3区分別人口の推移（実数）（宮崎県）

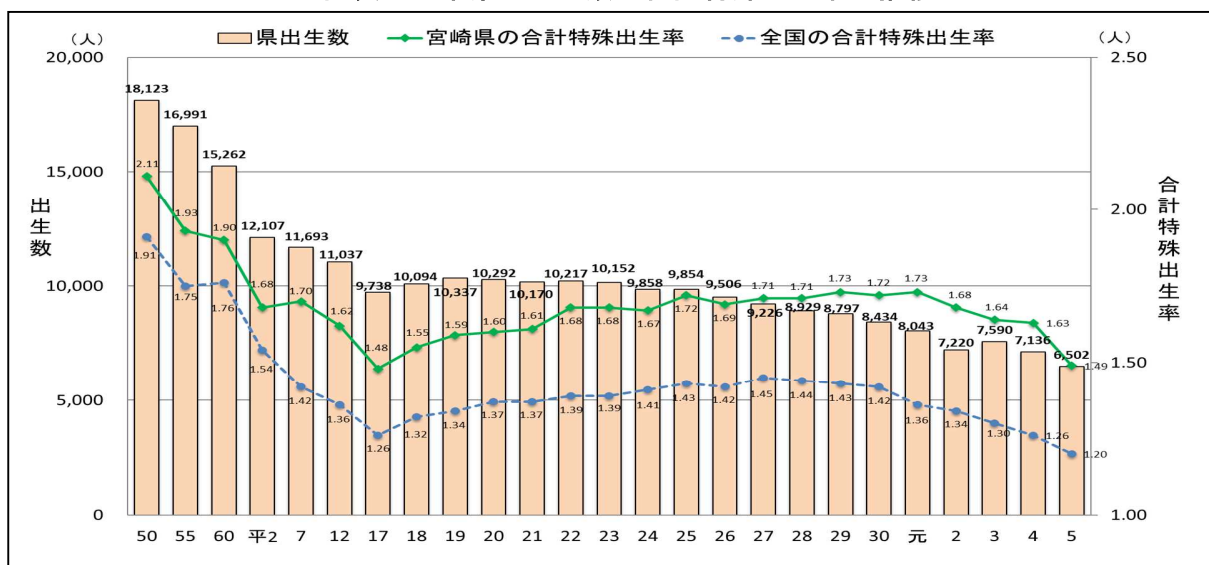


資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。ただし、昭和20年は「人口調査」。

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」。

- 出生数は、平成24年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率は、全国的に見て高い水準にあるものの、人口維持に必要とされる水準（2.07）には達していません。

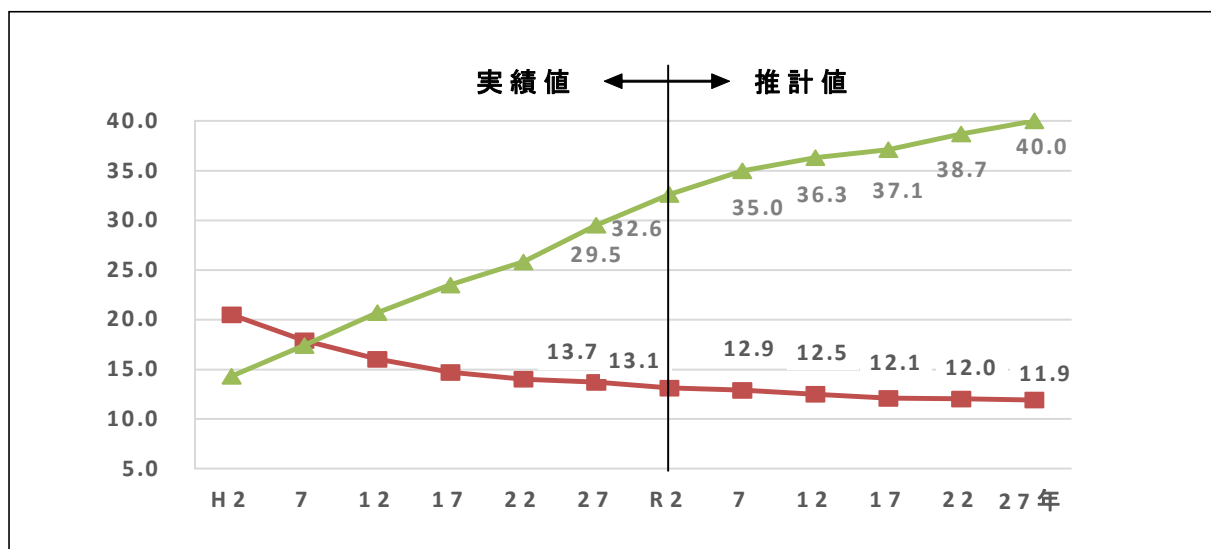
■図表2 本県の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 平成8年以降は、65歳以上人口の割合が15歳未満人口の割合を上回る状況となっており、少子高齢化の進行が顕著です。

■図表3 宮崎県の15歳未満・65歳以上人口の推移（割合）（宮崎県）



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」

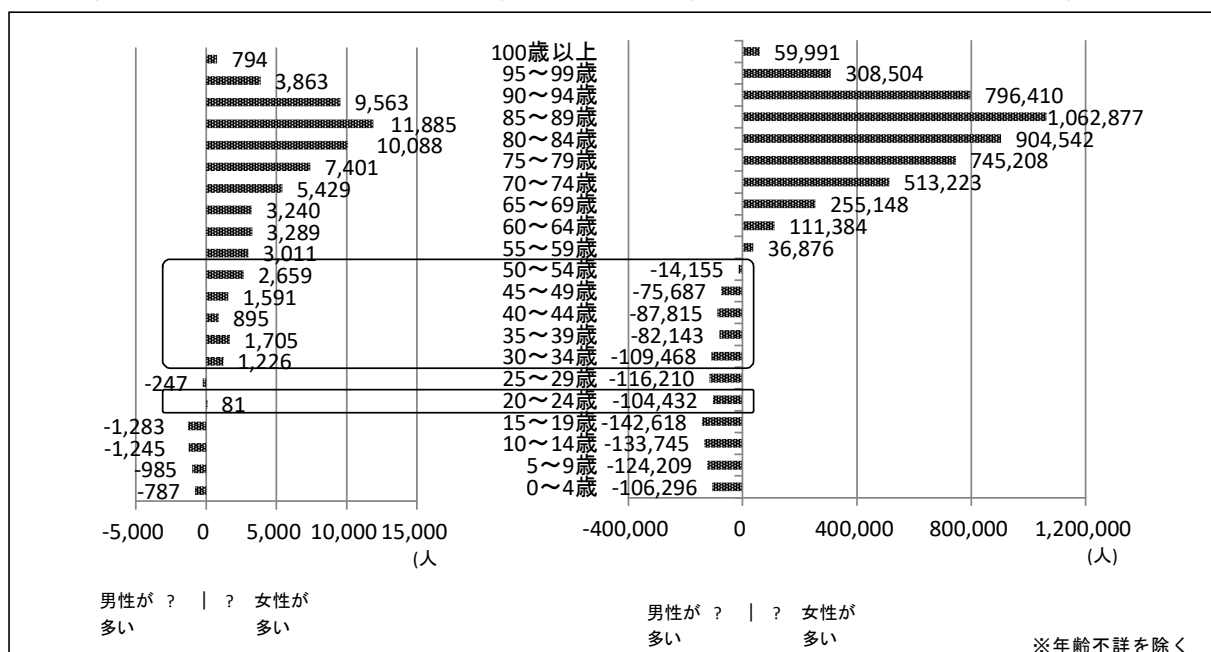
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3推計）」

- 男女の人口を比較すると、20歳～24歳、30歳～54歳について、全国では男性の人口が女性の人口を上回っていますが、本県では女性が上回っています。

また、本県の人口性比（女性100人に対する男性の数）は89.4であり、全国と比較して女性の割合が大変多くなっています（全国94.7）。

■図表4-1 宮崎県の人口(女性-男性)

■図表4-2 全国の人口(女性-男性)



資料：総務省「令和2年国勢調査」

【参考】宮崎県人口の推移

年次				増減率(%)	人口性比(%)
	総数(人)	女性(人)	男性(人)		男性人口/女性人口×100
昭和 45 年	1,051,105	553,040	498,065	-2.74	90.1
50 年	1,085,055	569,819	515,236	3.23	90.4
55 年	1,151,587	601,380	550,207	6.13	91.5
60 年	1,175,543	617,188	558,355	2.08	90.5
平成 2 年	1,168,907	617,383	551,524	-0.56	89.3
7 年	1,175,819	619,574	556,245	0.59	89.8
12 年	1,170,007	617,847	552,160	-0.49	89.4
17 年	1,153,042	610,929	542,113	-1.45	88.7
22 年	1,135,233	602,198	533,035	-1.54	88.5
27 年	1,104,069	584,827	519,242	-2.75	88.8
令和 2 年	1,069,576	564,813	504,763	-3.12	89.4

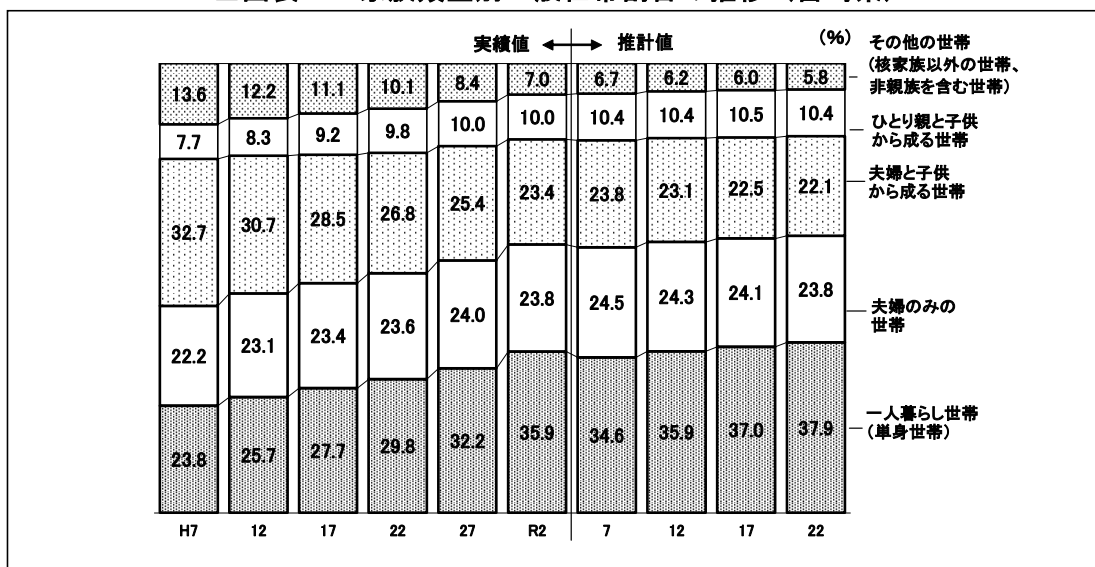
資料:総務省「国勢調査」

(2) 家族形態の変化

- 1世帯当たりの人員は減り続けており、単身世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。

なお、ひとり親世帯の約9割が母子世帯です。

■図表5 家族類型別一般世帯割合の推移（宮崎県）



※ 各年10月1日現在の数値。平成17年以前の数値は、新分類区分による遡及集計結果による。

※ 家族類型の割合（「総数」を除く）については、分母に家族類型「不詳」を含まない数値で算出。

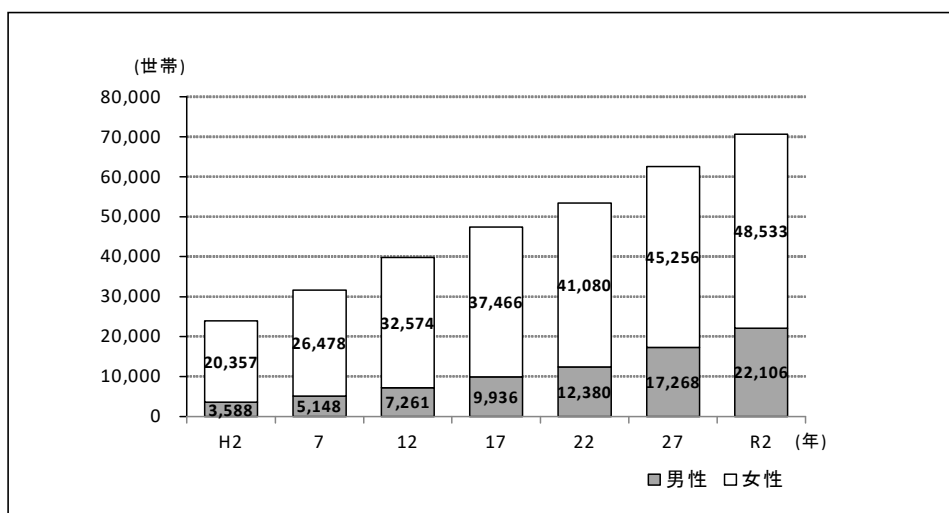
※ 平成22年から世帯の家族類型「不詳」を含む。

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」。

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（令和元年推計）。

- 65歳以上の単身世帯が増加しており、女性が約7割を占めています。

■図表6 65歳以上単身世帯数（宮崎県）

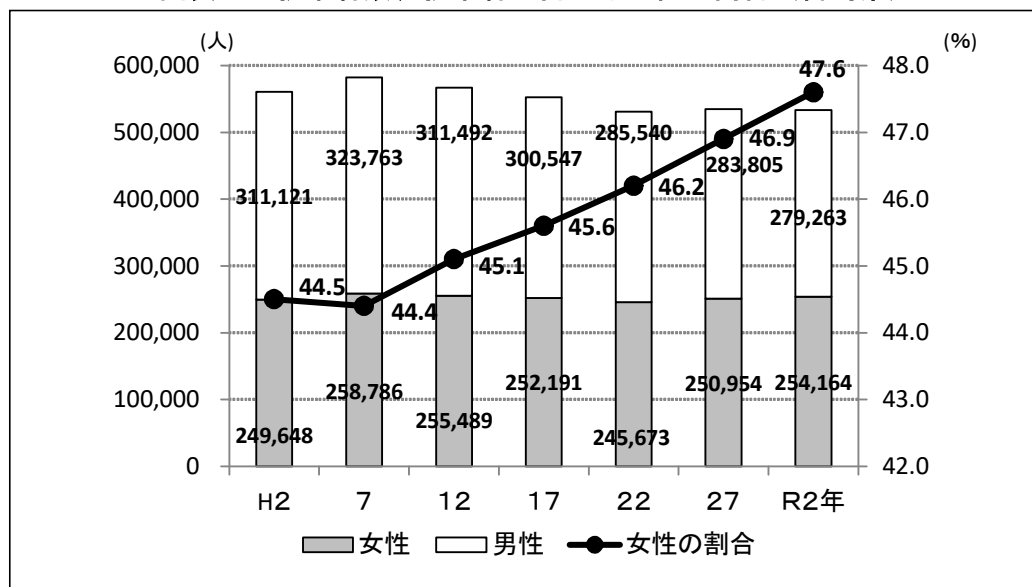


資料：総務省「国勢調査」

(3) 雇用・労働情勢

- 就業者に占める女性の割合は、増加傾向にあります。

■図表7 就業者数、就業者に占める女性の割合（宮崎県）



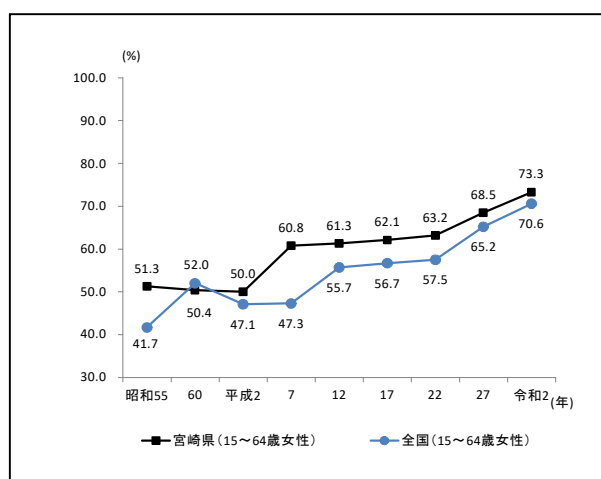
※平成 27 年及び令和 2 年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」

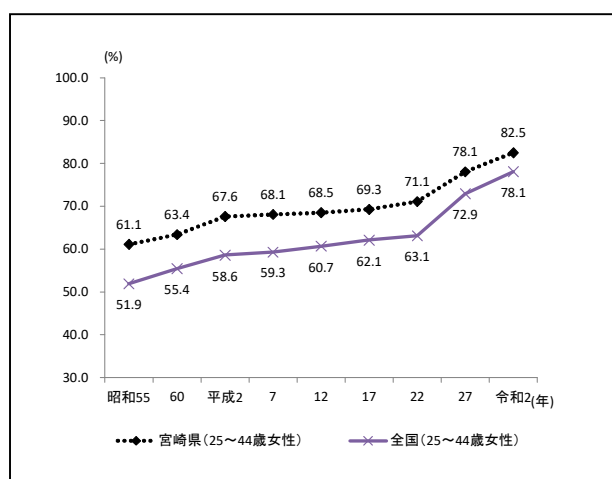
- 生産年齢人口（15～64 歳）の女性の就業率は増加傾向にあり、特に子育て世代にあたる 25～44 歳の就業率は全国に比べて高い水準です。

■図表8 就業率の推移

【15～64 歳女性の就業率】



【25～44 歳女性の就業率】



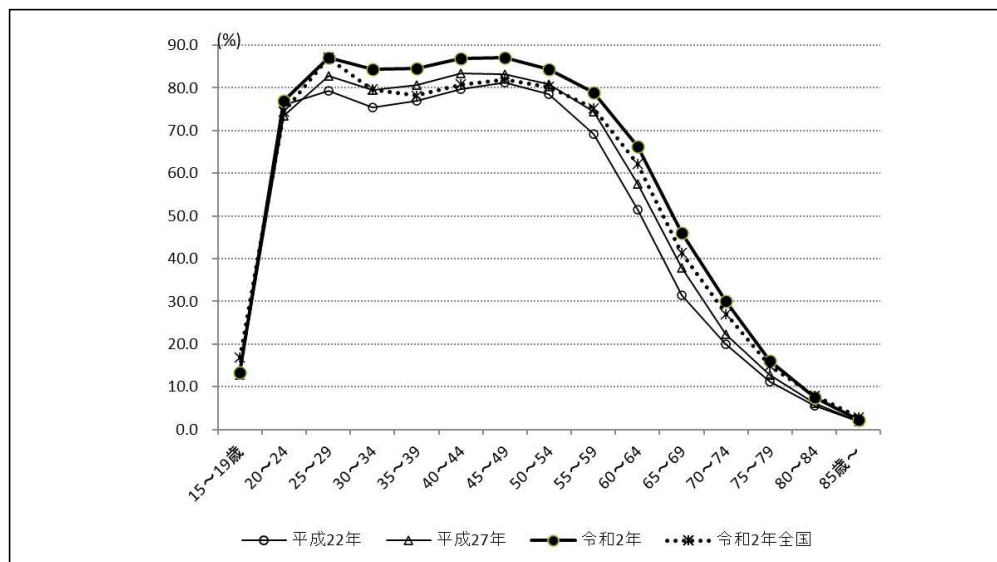
※平成 27 年及び令和 2 年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」

- 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

M字カーブの底は、年々浅くなっており、また、全国と比較すると、本県はM字カーブの底が浅い傾向にあります。

■図表9 女性の年齢階級別労働力率（宮崎県）

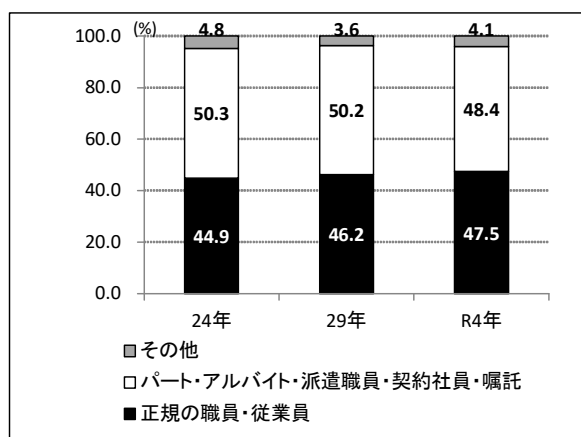


※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

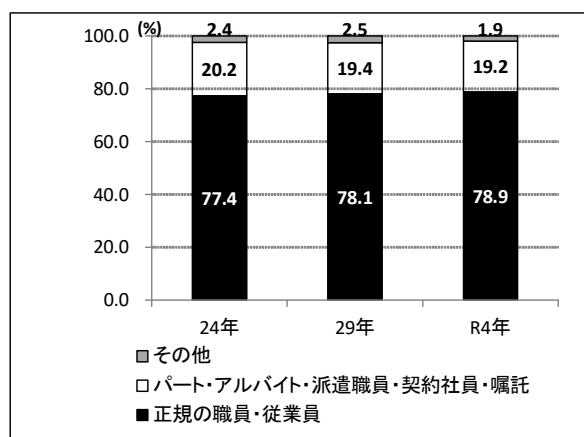
資料：総務省「国勢調査」

- パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は、男性は約2割ですが、女性は約5割で推移しており、男女間の格差が生じています。

■図表10 雇用者（会社などの役員を除く）の雇用形態（宮崎県）



【女性】



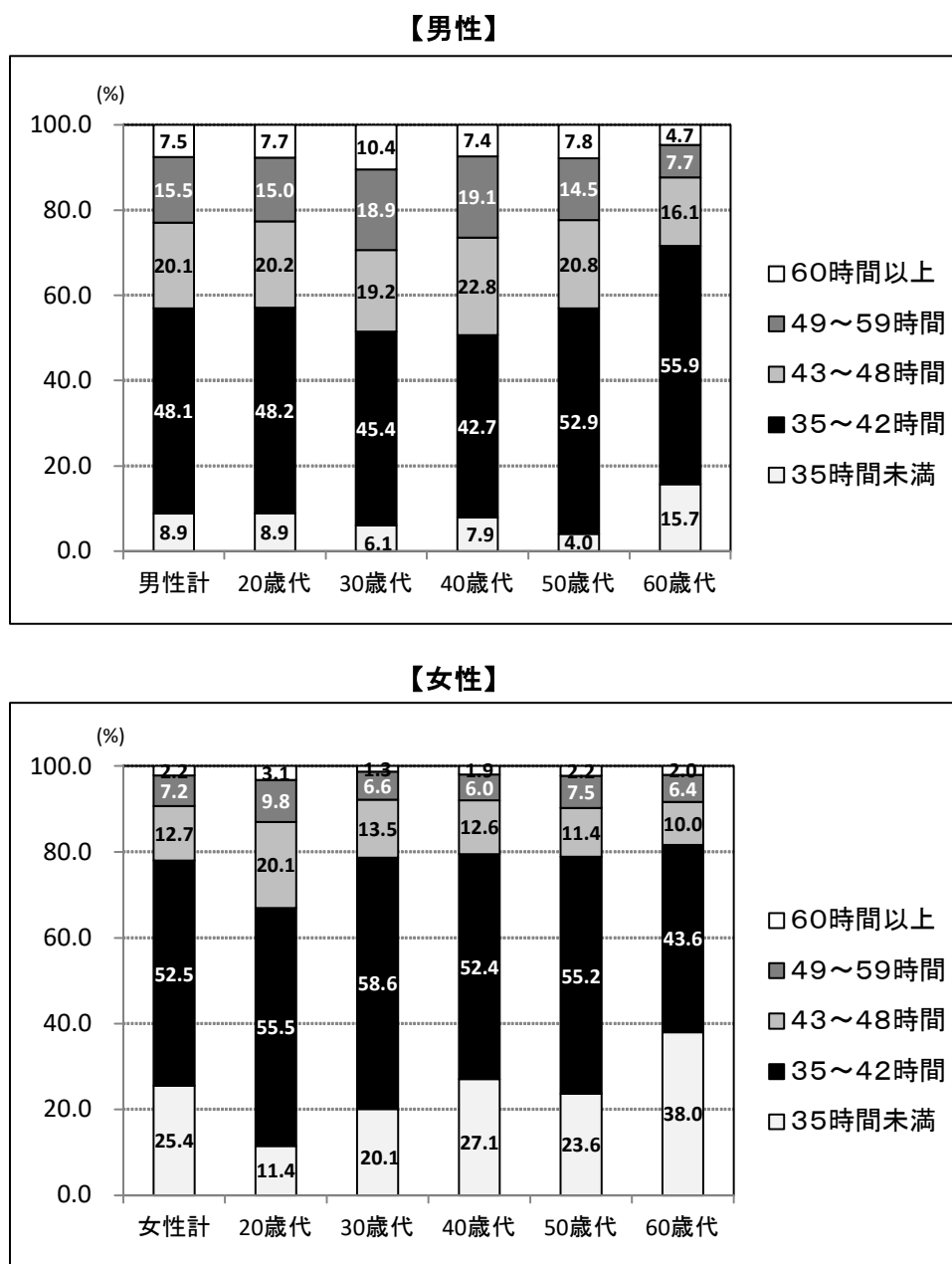
【男性】

資料：総務省「就業構造基本調査」

- 1週間の就業時間が60時間以上の人の割合は、男性では7.5%、女性では2.2%であり、依然として女性より男性の長時間労働が多くなっています。

特に、男性の1週間の就業時間を年代別に見ると、30歳代で週60時間以上働いている人が多いことが分かります。

■図表 1 1 年齢階級別 1 週間の就業時間（宮崎県）

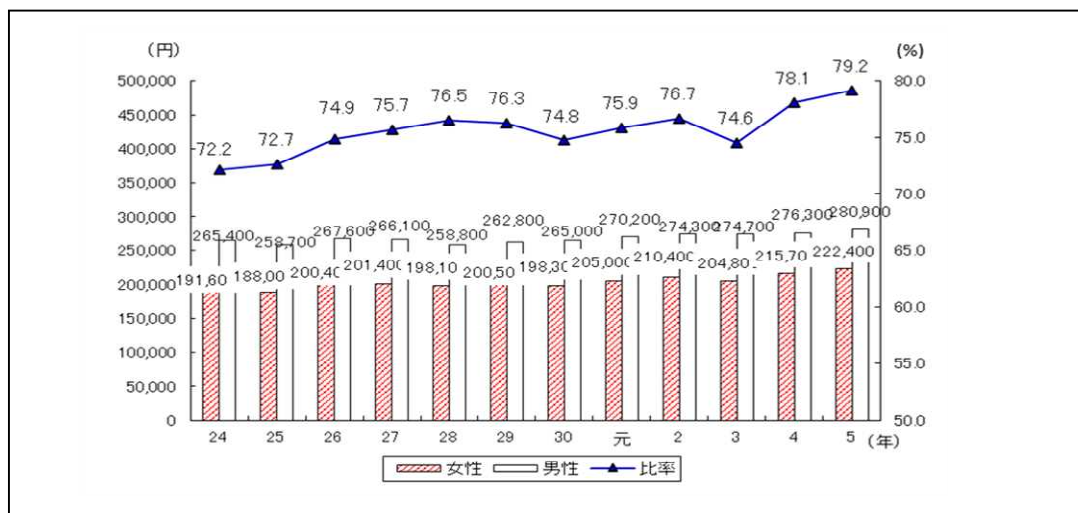


※ 年間就業日数 200 日以上の雇用者

資料：総務省「令和 4 年就業構造基本調査」

- 全国的に、女性の給与水準は男性の約7割という状況が続いており、本県においても令和5年で79.2%と、男女間の賃金格差が生じています。

■図表12-1 男女の賃金（所定内給与額）の比較（宮崎県）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

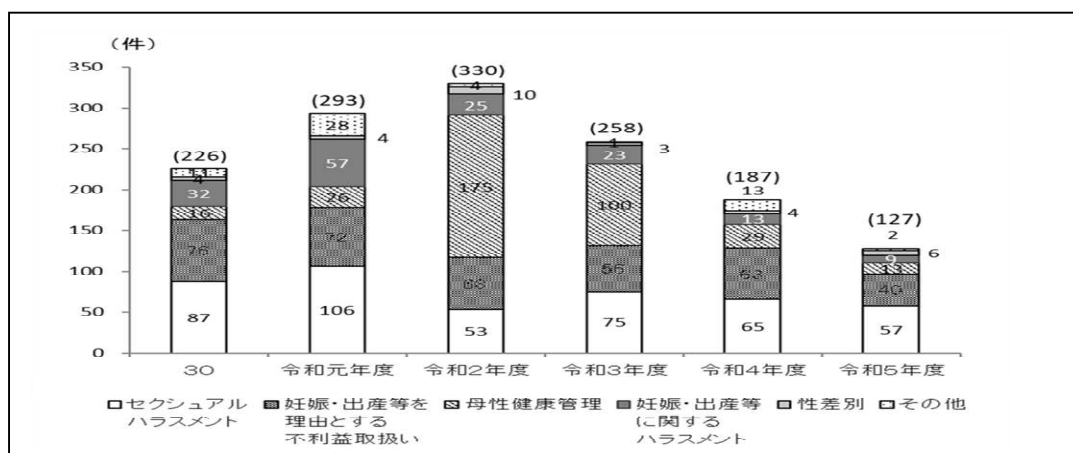
■図表12-2 男女の賃金（所定内給与額） 全国との比較（令和5年）

	宮崎県	全 国
女性 (A)	222.4千円	262.6千円
男性 (B)	280.9千円	350.9千円
比率 (A)/(B)	79.2%	74.8%

資料：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

- 令和5年度に宮崎労働局雇用環境・均等室が受け付けた男女雇用機会均等法に係る相談件数は、127件で、セクシュアルハラスメントに関するものが最多となっています。

■図表13 宮崎労働局雇用環境・均等室への相談状況



※「妊娠・出産等に関するハラスメント」は平成29年1月から計上。

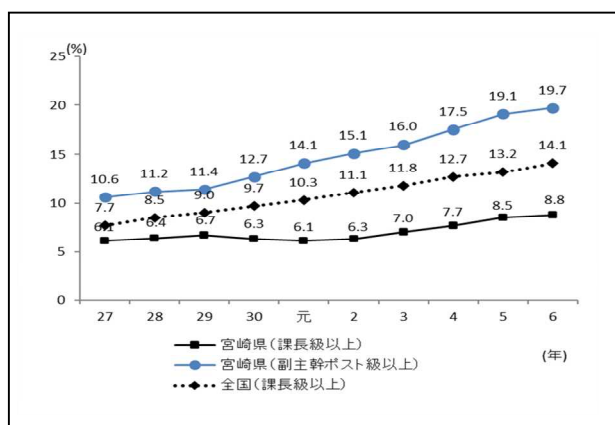
資料：宮崎労働局雇用環境・均等室

2 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本県においては、県の審議会等委員に占める女性割合は、近年、45%前後で推移しています。その他の県職員の管理職、議会議員などについては、緩やかな上昇傾向にはあるものの、全国平均を下回って推移しており、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。

■ 図表 1 4 - 1 県職員の管理職に占める女性割合



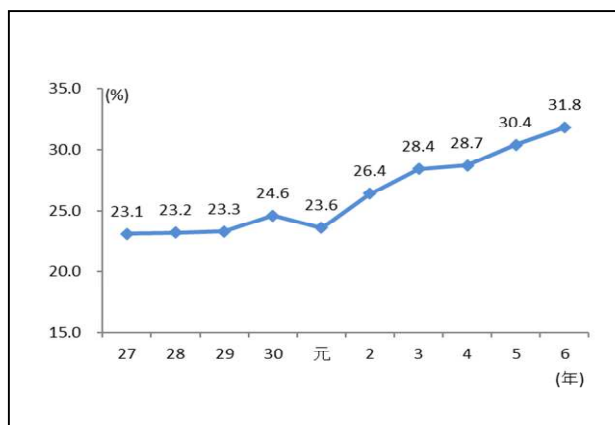
※各年4月1日現在

※「副主幹ポスト級以上」は、知事部局のみ。

※「課長級以上」には、知事部局のほか、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局、企業局、警察本部を含む。

資料：県生活・協働・男女参画課

■ 図表 1 4 - 2 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性割合

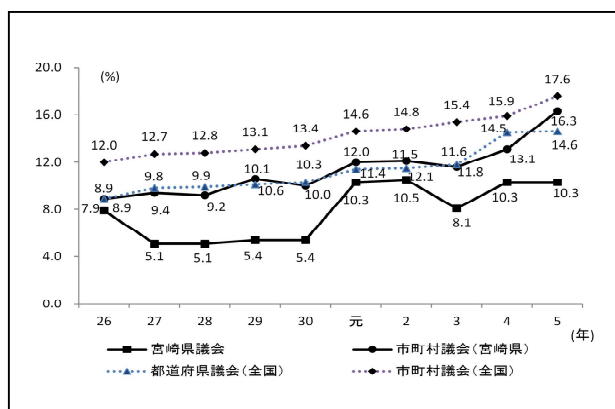


※各年5月1日現在

※主要なポスト職：教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

資料：県生活・協働・男女参画課

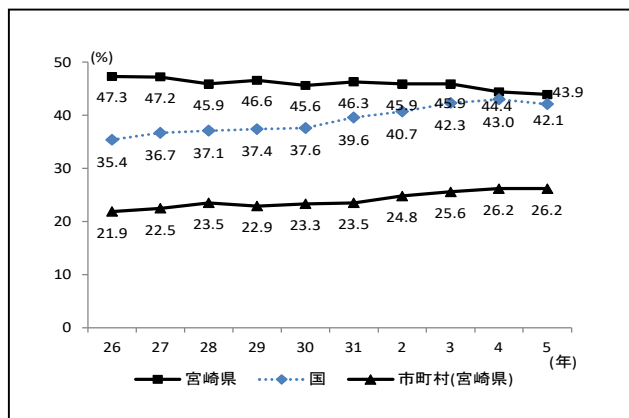
■ 図表 1 4 - 3 議会議員に占める女性割合



※各年12月末日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

■図表 1 4 - 4 審議会委員に占める女性割合



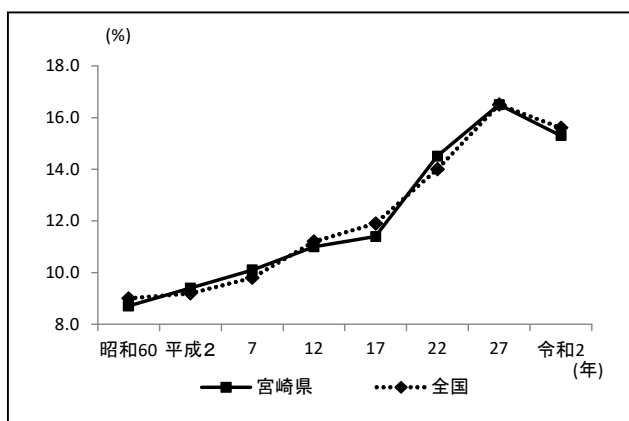
※国は各年9月30日現在

県は各年3月31日現在

市町村は各年4月1日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

■図表 1 4 - 5 管理的職業従事者に占める女性割合



※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

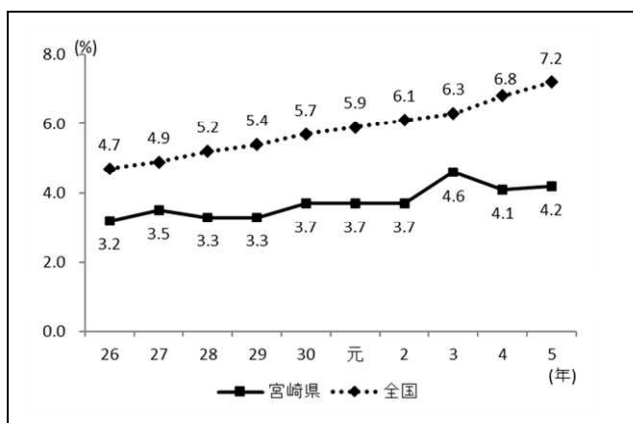
※各年10月1日現在

※「管理的職業従事者」とは、会社役員、
会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：総務省「国勢調査」

	昭和60	平成2	7	12	17	22	27	令和2
宮崎県	8.7	9.4	10.1	11.0	11.4	14.5	16.5	15.3
全国	9.0	9.2	9.8	11.2	11.9	14.0	16.5	15.6

■図表 1 4 - 6 自治会長に占める女性割合



※各年4月1日現在

※令和5年は7月1日現在

資料：県生活・協働・男女参画課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

- 本県では、「夫婦ともに有業」の世帯は、令和4年調査で125,500世帯です。夫婦のいる世帯に占める割合は52.8%であり、全国平均を上回っています。

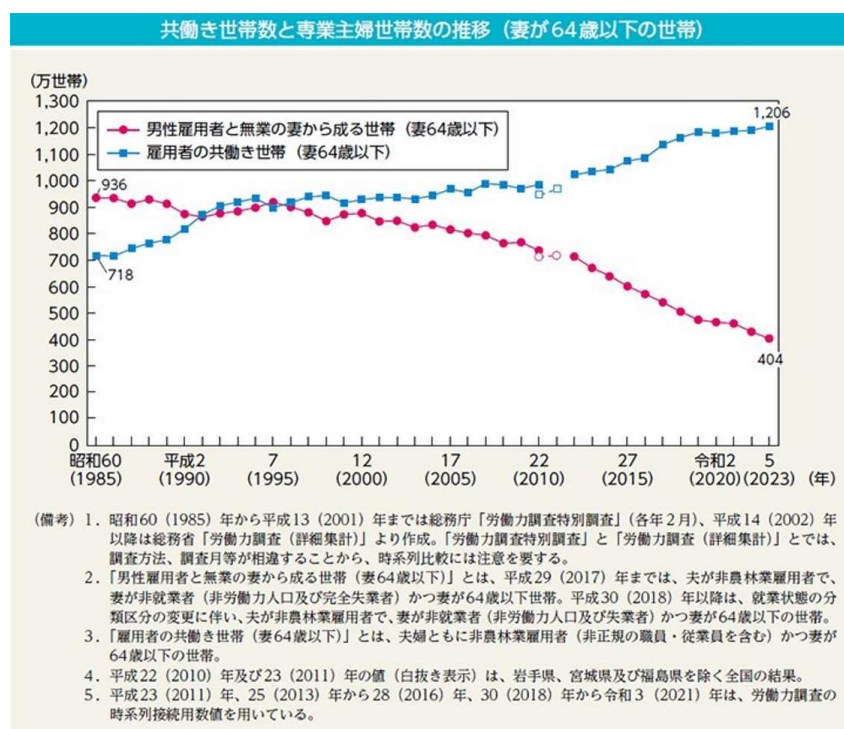
■図表15 共働き世帯数（夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の割合）

	H24 年	H29 年	R4 年
宮崎県	134,000 世帯 (50.9%)	131,100 世帯 (52.1%)	125,500 世帯 (52.8%)
全 国	12,970,200 世帯 (45.4%)	13,488,400 世帯 (48.8%)	13,461,700 世帯 (50.9%)

資料：総務省「就業構造基本調査」

- 全国では、昭和60年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

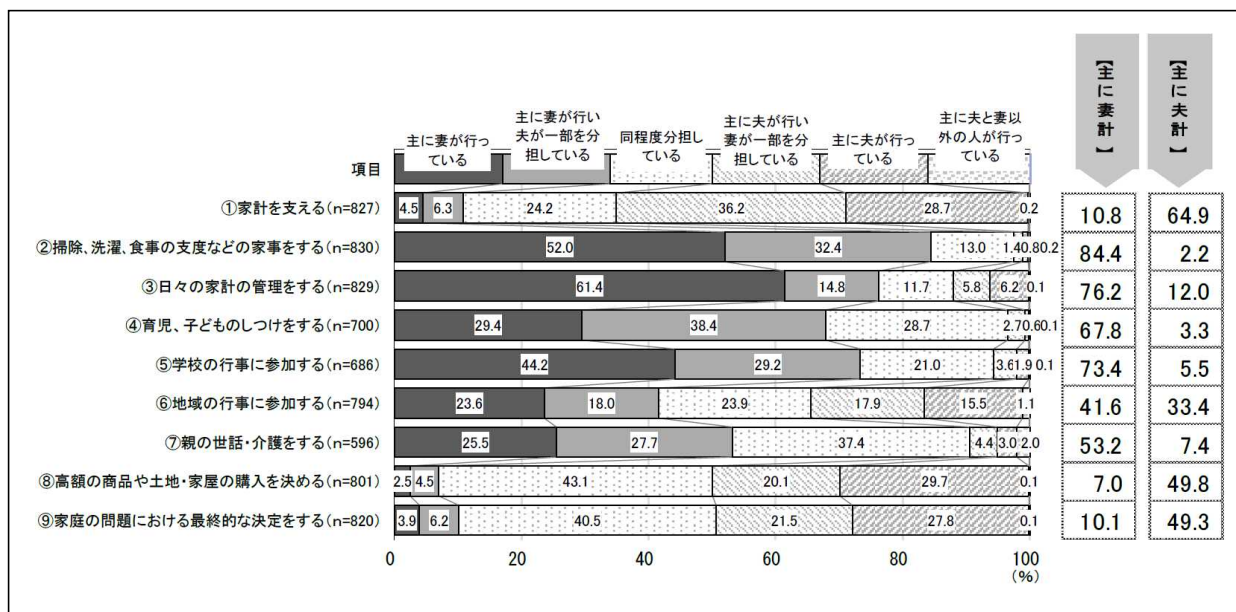
■図表16 共働き等世帯数の推移



資料：内閣府「令和6年版男女共同参画白書」

- 家庭生活において、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が84.4%であり、大変高い割合を示しています。

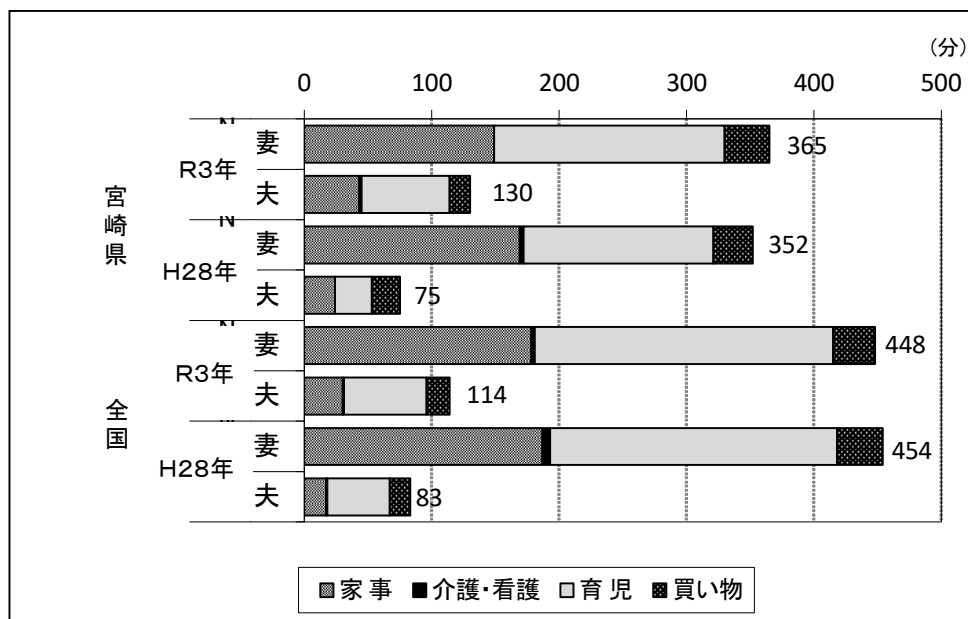
■図表 17 夫婦の役割分担状況（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年度）

- 夫の家事関連時間は、妻に比べて著しく短くなっています。

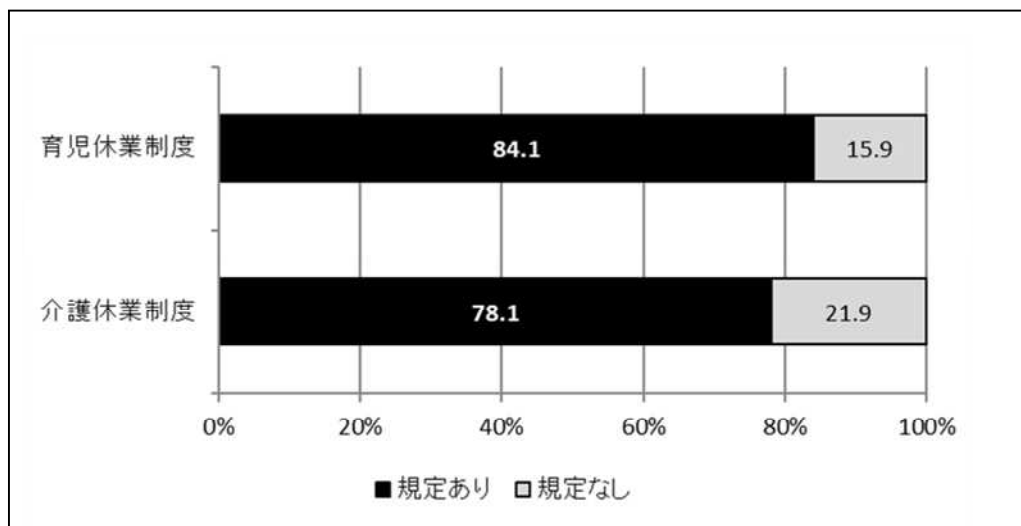
■図表 18 6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事関連時間（週全体、夫婦と子どもの世帯）



資料：総務省「社会生活基本調査」

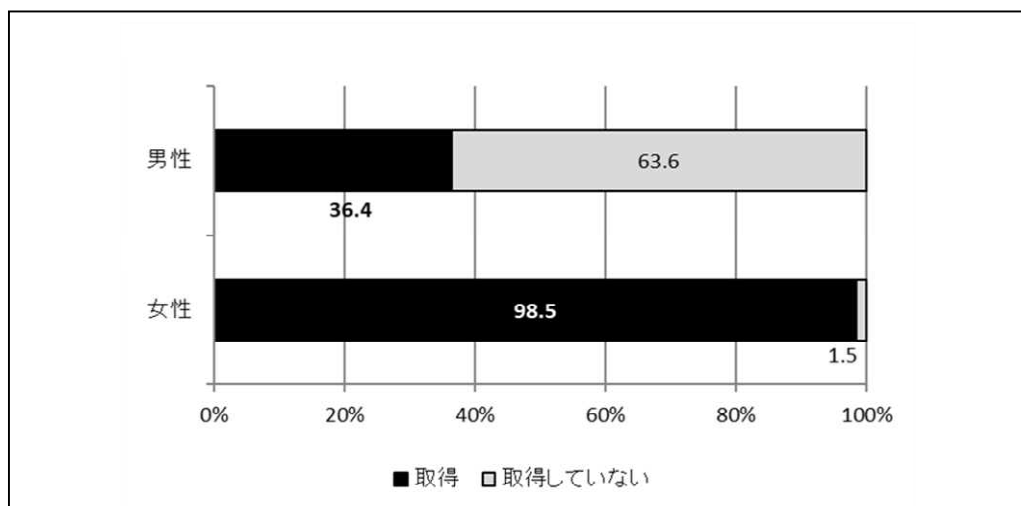
- 育児休業制度の規定がある事業所は84.1%、介護休業制度の規定がある事業所は78.1%であり、また、男性の育児休業取得率は増加傾向にあるものの、36.4%にとどまっています。

■図表 1 9 県内事業所における育児・介護休業制度の規定の有無（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」

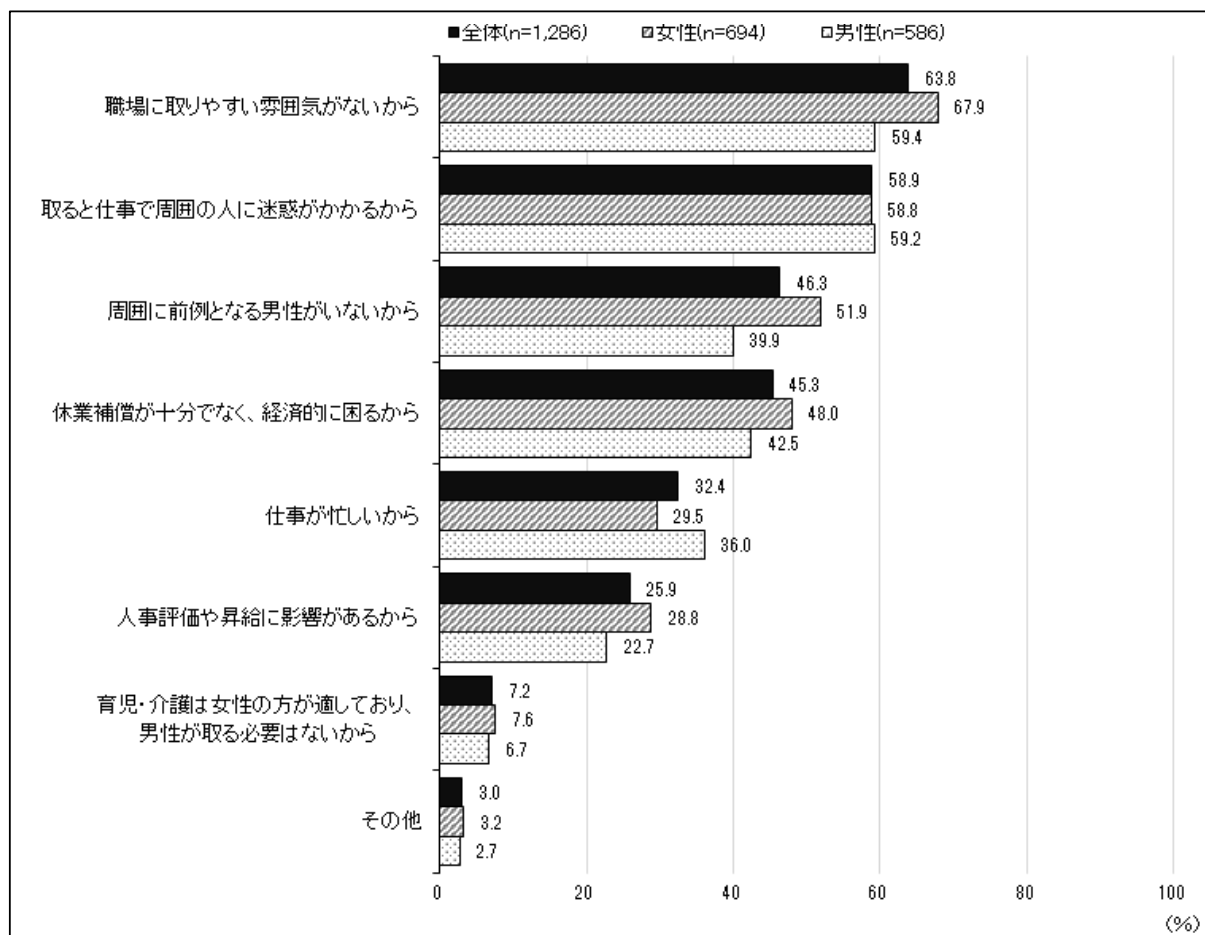
■図表 2 0 県内事業所における育児休業制度の利用状況（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」

- 男性の育児休業取得率が低い理由は、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が6割強、「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」が6割弱となっています。

■図表 2 1 男性の育児休業取得について（宮崎県）

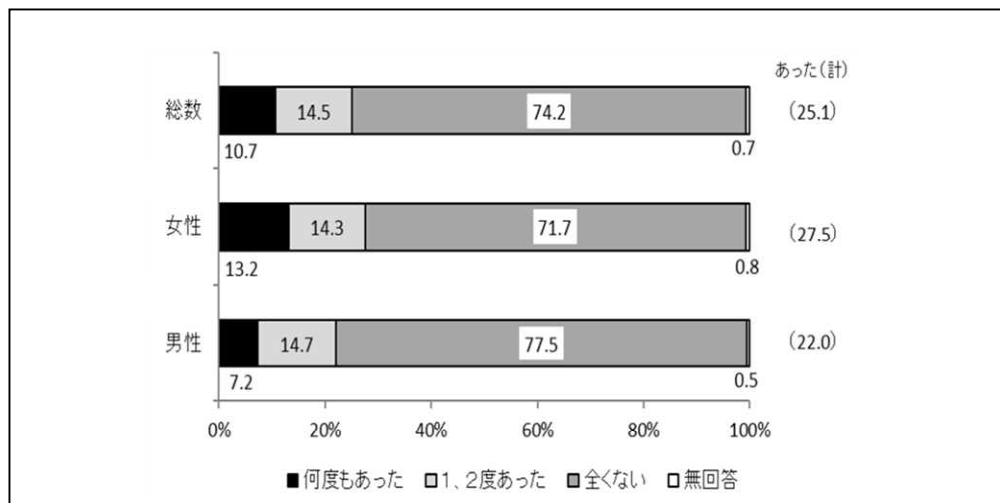


資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年度）

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府の調査によると、約 4 人に 1 人が配偶者から被害（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）を受けた経験があると回答しています。
- 特に女性は、約 10 人に 1 人は何度も受けていると回答しており、深刻な状況となっています。

■図表 2 2 配偶者からの被害経験（全国）

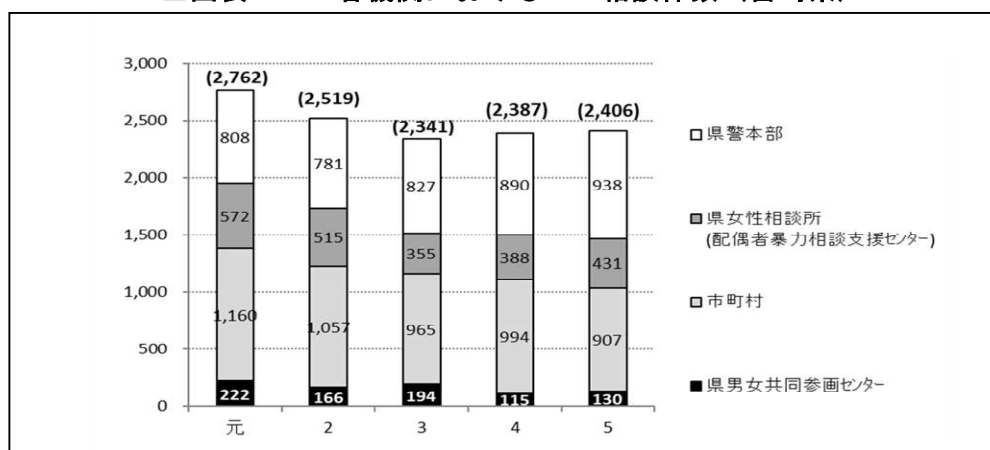


※「あった(計)」は、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計

資料：内閣府「令和 5 年度男女間における暴力に関する調査」

- 本県では、各機関における配偶者等からの暴力（DV）に係る相談件数は、年度により増減はあるものの、毎年 2,000 件を超える相談が寄せられており、引き続き高水準で推移しています。

■図表 2 3 各機関における DV 相談件数（宮崎県）



※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

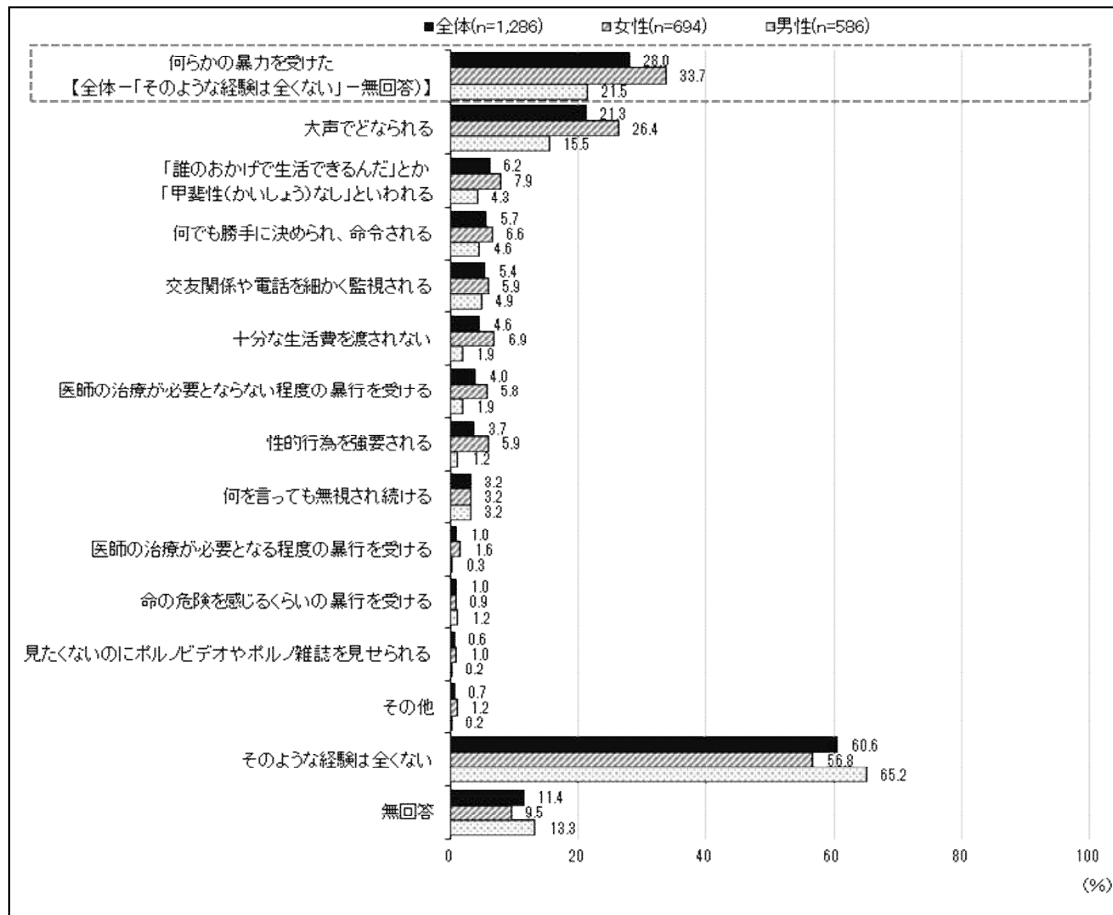
※ 県警本部の数字は 1 月から 12 月期

令和元年分から生活安全企画課人身安全対策室提供の数値とし、平成 27 年以降を修正

資料：県子ども家庭課、県生活・協働・男女参画課調べ

- 女性の約3割、男性の約2割が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、女性では「大声でどなられる」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『甲斐性(かいしょう)なし』といわれる」「十分な生活費を渡されない」が多く、男性では、「大声でどなられる」「交友関係や電話を細かく監視される」が多くなっています。

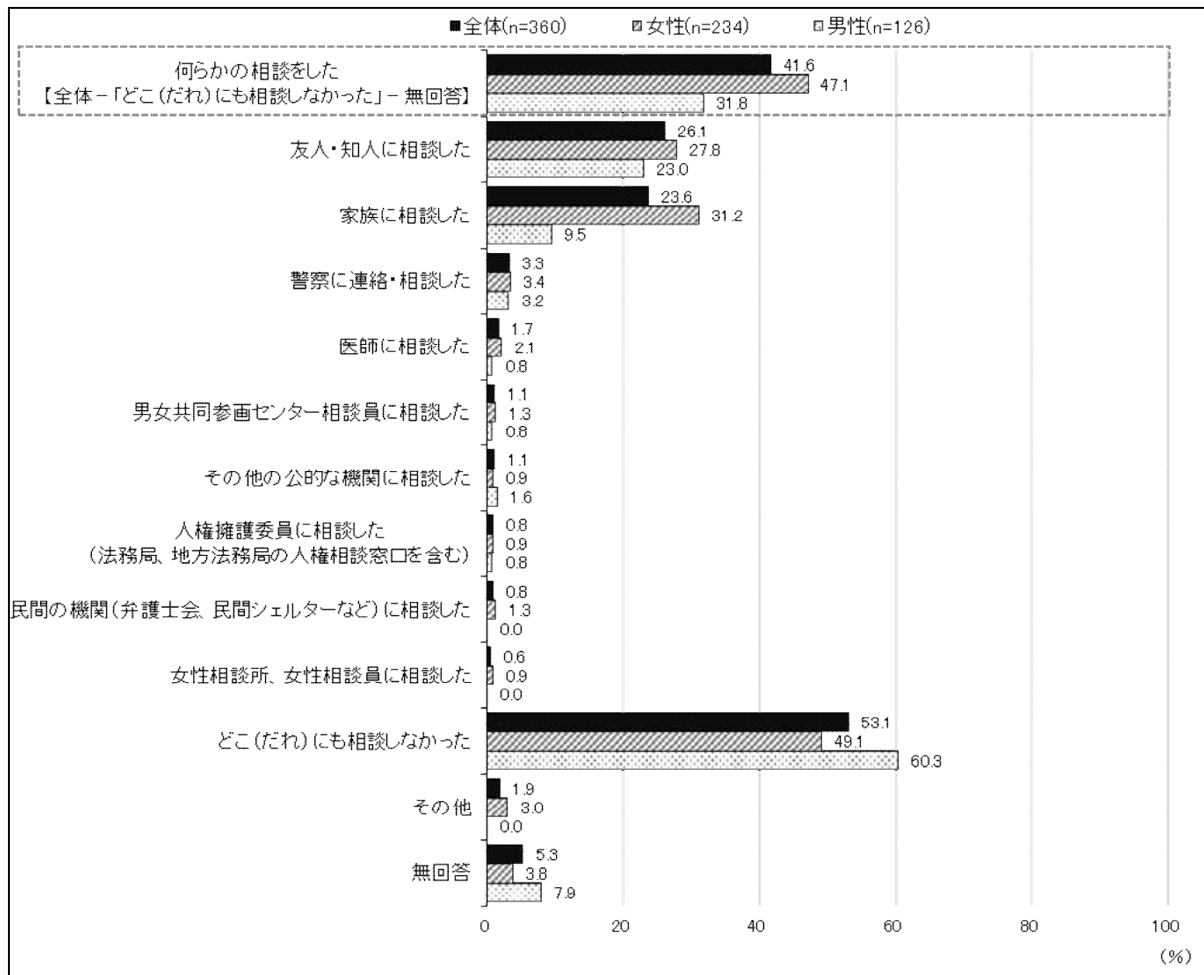
■図表24 配偶者等から暴力を受けた経験の有無



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年度）

○ 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が5割を超えています。

■図表 2 5 配偶者等から暴力を受けたときの相談先（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 令和2年度）

3 男女共同参画に関する県民意識

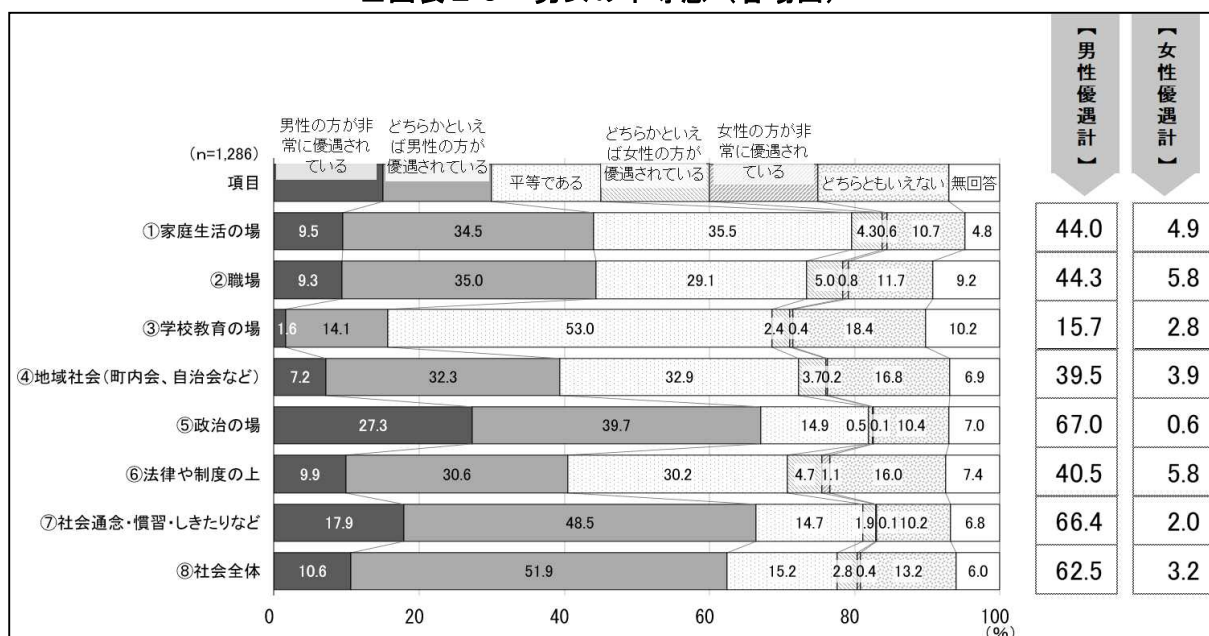
～男女共同参画社会づくりのための県民意識調査（令和２年度）結果から～

(1) 男女の平等感

○ 男女は平等になっていると思うかどうかについて、男性優遇感を持つ人（「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」においては6割を超えています。

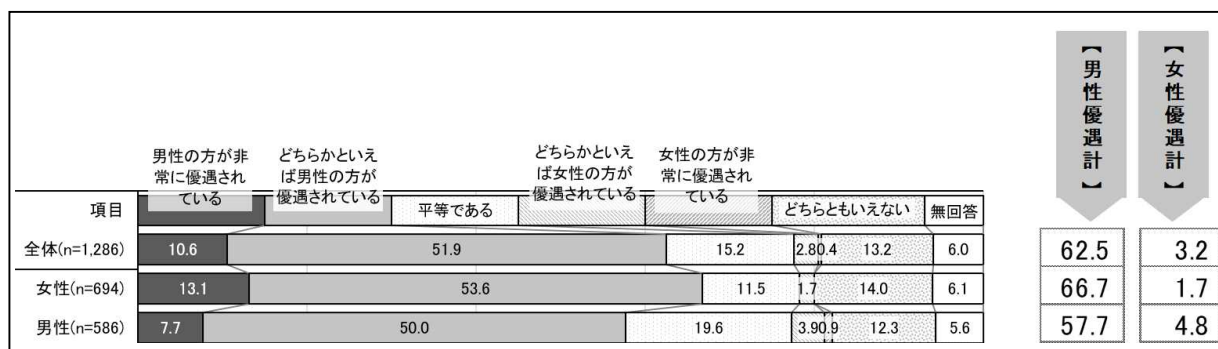
一方、「学校教育の場」においては、「平等」であると感じる人が半数を超えています。

■図表２６ 男女の平等感（各場面）



○ 「⑧社会全体」について、男女別に見ると、男性優遇感を持つ人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっています。

■図表２７ 男女の平等感（社会全体・男女別）

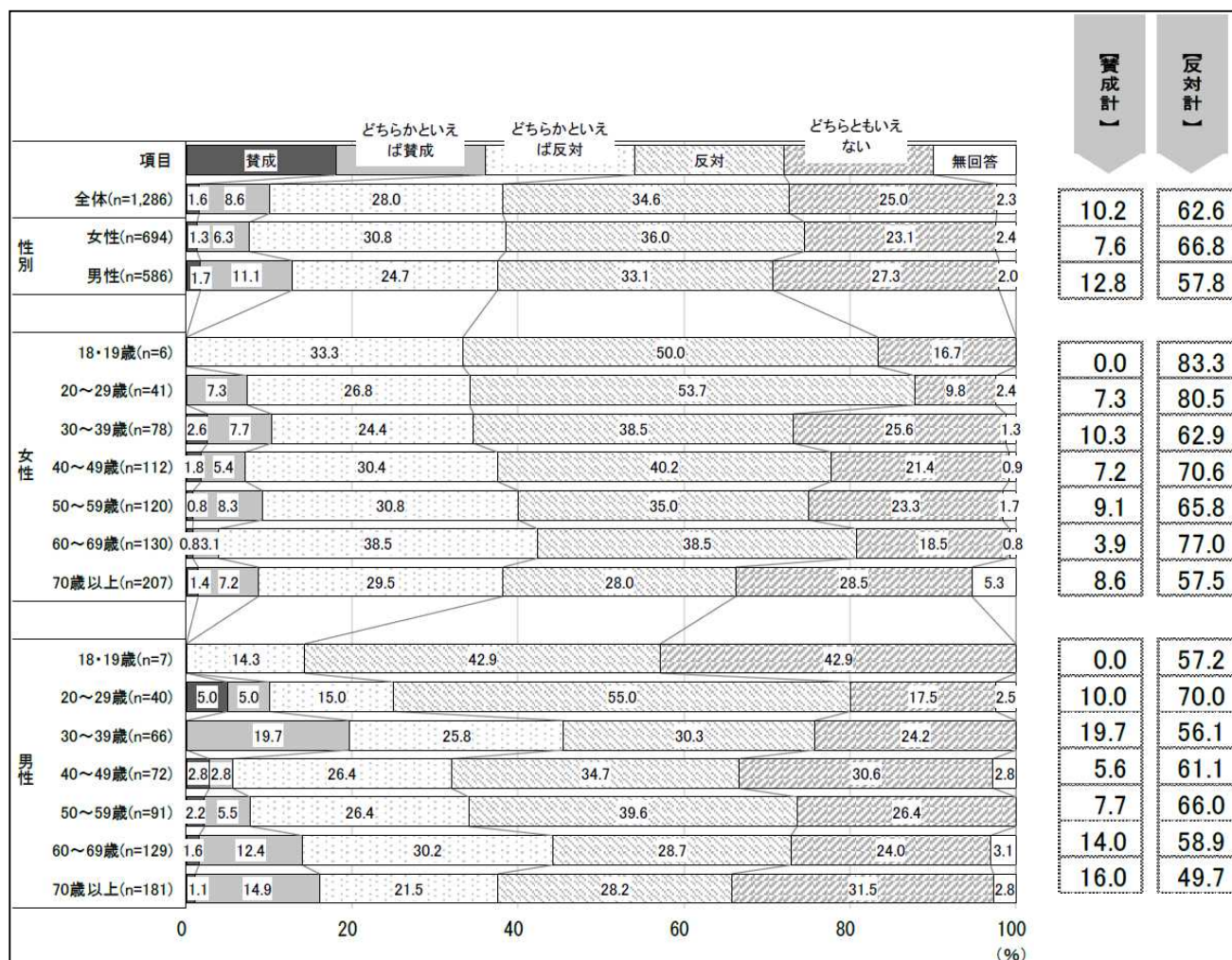


(2) 固定的性別役割分担意識

- 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計）と回答とした人は10.2%、「反対」（「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計）が62.6%であり、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別、年齢別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が多く、また、30歳代が多い傾向にあります。

■図表 2 8 男女の役割分担意識についての考え方（性別・年齢別）



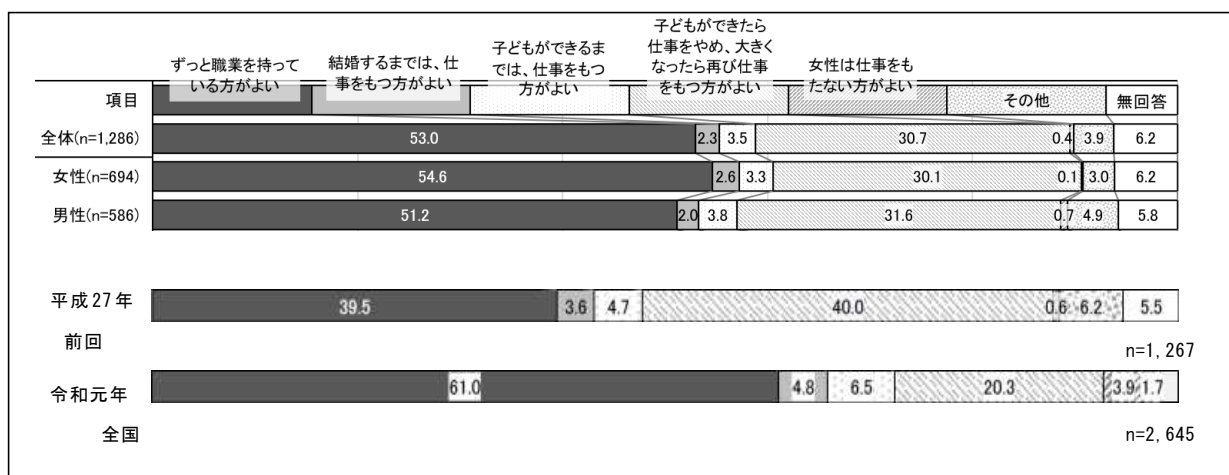
(3) 女性の就業についての意識

- 女性の働き方として、「就業継続型（ずっと職業を持っている方がよい）」を支持する人が最も多く 5 割を超えており、次いで「中断再就職型（子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい）」が 3 割となっています。

前回調査（平成 27 年）と比較すると、「就業継続型」が増加し、「中断再就職型」が減少しています。

また、全国と比較すると、本県では「中断再就職型」を支持する人の割合が高くなっています。

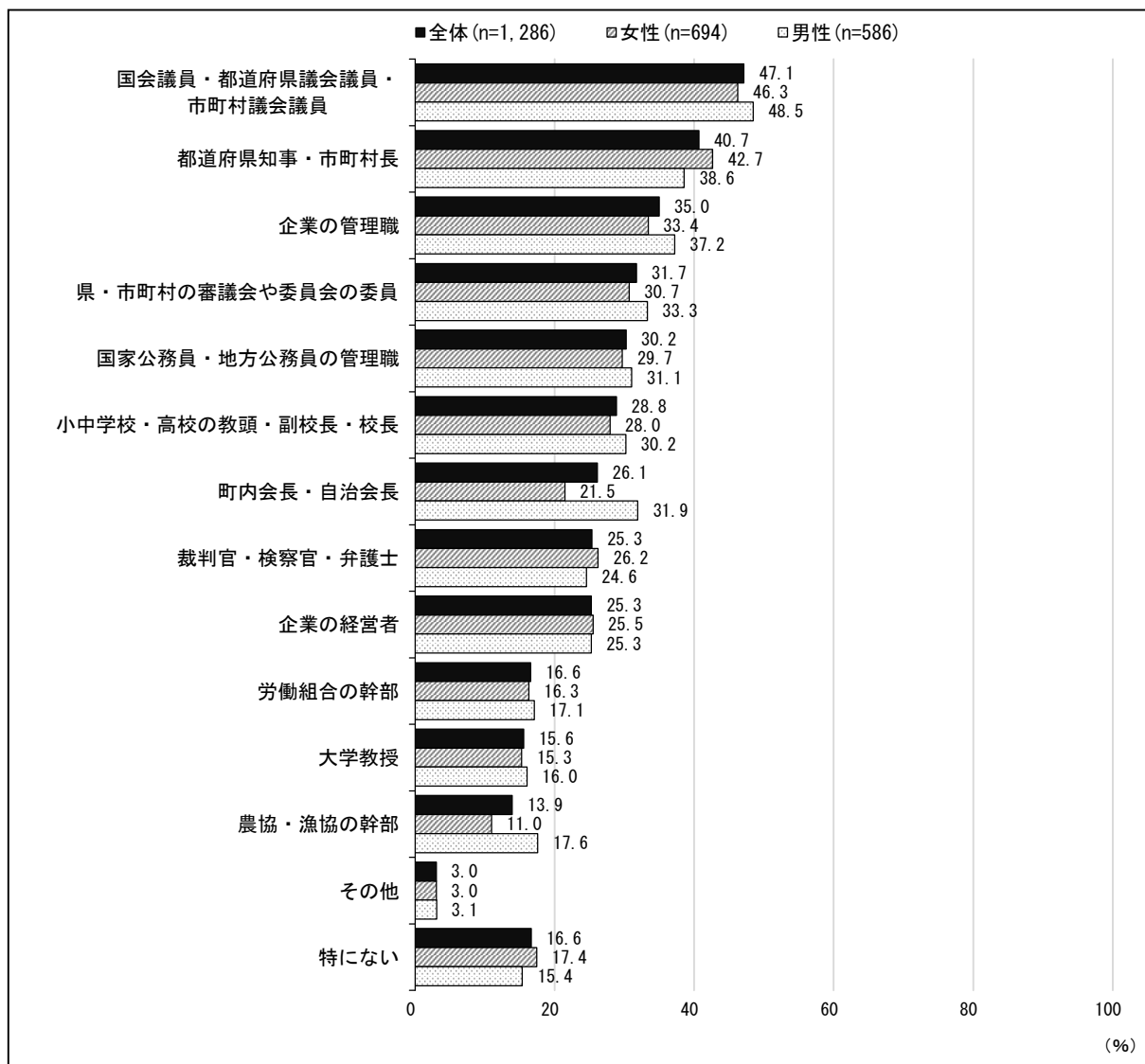
■図表 2 9 女性の就業についての意識



(4) 女性の社会参画に関する意識

○ 政策・方針決定にかかわる役職において、どのような分野に女性がもっと増える方がよいかについては、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が最も高く、5割弱となっています。次いで「都道府県知事・市町村長」、「企業の管理職」の割合が高くなっています。

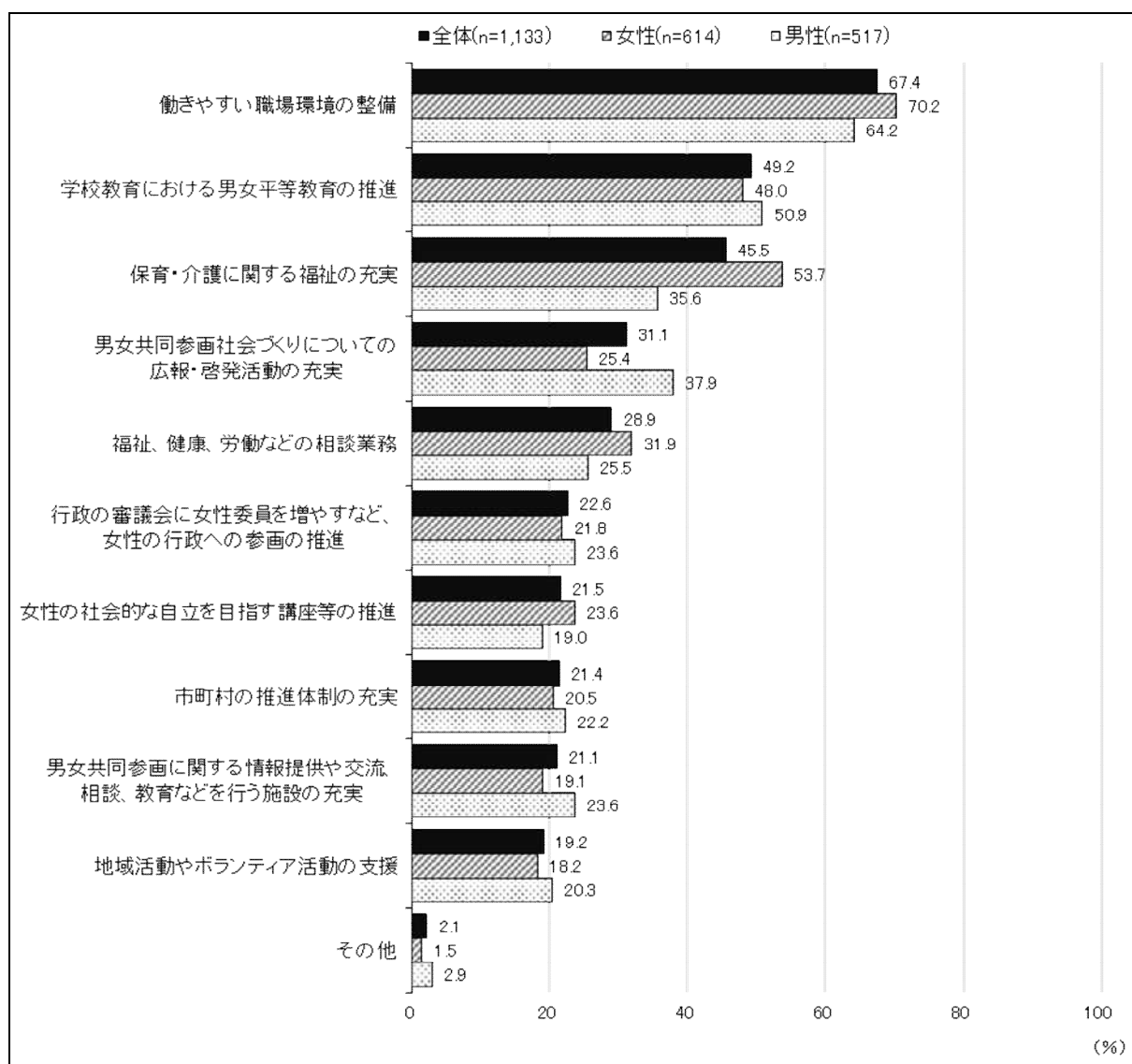
■図表 30 女性の社会参画



(5) 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと

- 男女共同参画社会を実現するために県がすべきこととしては、「働きやすい職場環境の整備」を望む人の割合が最も高く、7割弱となっています。
- また、「学校教育における男女平等教育の推進」、「保育・介護に関する福祉の充実」を望む人も4割を超えています。

■図表3-1 「男女共同参画社会」を実現するために県がすべきこと



参考 政治・経済活動等への女性の参画指数の国際比較

G G I 値（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）とは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしているもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されています。0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。

2024 年版の報告書によると、日本は 1 4 6 か国中 1 1 8 位であり、世界に遅れをとっています。

順位	国名	G G I 値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
7	ドイツ	0.810
1 4	イギリス	0.789
2 2	フランス	0.781
3 6	カナダ	0.761
4 3	アメリカ	0.747
8 7	イタリア	0.703
9 4	韓国	0.696
1 0 6	中国	0.684
1 1 6	バーレーン	0.666
1 1 7	ネパール	0.664
1 1 8	日本	0.663
1 1 9	コモロ	0.663
1 2 0	ブルキナファソ	0.661

※ 順位は、1 4 6 か国中の順位。

資料 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」